

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月26日
【四半期会計期間】	第18期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社 八千代銀行
【英訳名】	The Yachiyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 片倉 洋
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（3352）2271（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 田原 宏和
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社八千代銀行 大和支店 （神奈川県大和市大和南一丁目4番4号） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度
		中間連結会計期間	中間連結会計期間	中間連結会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	23,867	25,788	24,445	47,396	51,068
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	5,543	4,773	15,620	10,417	7,898
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	4,656	4,137	10,043		
連結当期純利益	百万円				9,187	8,094
連結純資産額	百万円	92,543	110,530	97,402	97,689	113,260
連結総資産額	百万円	2,000,795	2,105,439	2,082,762	2,033,414	2,101,813
1株当たり純資産額	円	568,921.18	604,619.70	524,994.09	604,643.48	619,622.12
1株当たり中間純利益金額 (は1株当たり中間純損失金額)	円	7,796.89	26,519.25	63,665.42		
1株当たり当期純利益金額	円				43,745.85	48,709.83
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	7,110.05	21,554.34			
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				38,471.20	41,975.94
自己資本比率	%	4.62	5.24	4.67	4.80	5.38
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.37	11.29	10.22	9.74	11.60
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	25,144	4,921	43,445	28,679	33,172
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	13,591	57,161	21,977	2,185	8,101
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	6,723	11,664	1,181	6,767	11,142
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	89,125	86,550	30,376	127,128	96,980
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,771 [433]	1,796 [451]	1,843 [468]	1,721 [437]	1,776 [465]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 平成20年度中間連結会計期間における「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」については、潜在株式は存在するものの当中間連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 5 . 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
なお、平成18年度中間会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 6 . 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	23,409	25,328	24,001	46,498	50,082
経常利益 (は経常損失)	百万円	5,132	4,289	16,128	9,632	7,115
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	4,626	3,798	10,166		
当期純利益	百万円				9,130	7,760
資本金	百万円	37,812	43,734	43,734	37,812	43,734
発行済株式総数	株	145,615.91	173,229.91	173,229.91	153,229.91	173,229.91
純資産額	百万円	92,255	109,858	96,625	97,366	112,607
総資産額	百万円	2,001,294	2,104,115	2,080,945	2,032,541	2,100,266
預金残高	百万円	1,870,935	1,957,853	1,955,074	1,899,129	1,952,059
貸出金残高	百万円	1,385,525	1,356,892	1,354,437	1,366,791	1,363,547
有価証券残高	百万円	415,221	482,188	433,029	429,589	427,065
1株当たり配当額	円		普通株式 3,000.00 第種優先株式	普通株式 3,500.00 第種優先株式	普通株式 6,000.00 第種優先株式 19,900.00	普通株式 6,000.00 第種優先株式 30,000.00
自己資本比率	%	4.60	5.22	4.64	4.79	5.36
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.34	11.25	10.17	9.72	11.56
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,675 [351]	1,718 [364]	1,733 [384]	1,631 [348]	1,661 [380]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,843 [468]
---------	----------------

- （注）1．従業員数は執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員686人を含んでおりません。
2．臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

（2）当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,733 [384]
---------	----------------

- （注）1．従業員数は執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員550人を含んでおりません。
2．臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

平成20年度第2四半期は、昨年の改正建築基準法の施行や資材の高騰に加え、米国のサブプライム・ローン問題を引き金とした海外資金引上げの影響等により、不動産市況の悪化が顕在化し、上場企業をはじめとする不動産業の破綻が相次ぎました。他業種においてもエネルギー・原材料価格の高騰に伴う収益力の悪化や設備投資の鈍化、さらには海外経済の減速による輸出の不振など、企業業績の下押し圧力が強まりました。また、個人分野においては、所得の伸び悩みに加え株安・物価高等から消費者心理は冷え込みました。

こうした経済環境の中で当行は、平成20年度経営計画に則り、営業力の強化とトップライン収益（業務粗利益）の向上を目的として、住友信託銀行との提携業務の実効性をより高めるための専担部署の設置、目黒支店、シブヤ創業サポートオフィスの開設、相原・二本松・城山支店における効率的な営業体制の導入等を行い業績伸展に努めました。その結果、当行グループの当第2四半期連結会計期間の業績は、次の通りとなりました。

業容面につきましては、貸出金の適切なポートフォリオの構築及びリスク管理債権の縮減を目指していること、景気の後退局面により中小企業の資金需要が弱含みで推移したこと等により、当第2四半期連結会計期間末の貸出残高は、当第2四半期連結会計期間中に28億円減少し1兆3,555億円となりました。また、預金につきましては、企業業績の後退から法人預金が減少したこと等により、当第2四半期連結会計期間中に221億円減少し1兆9,529億円となりました。また、有価証券につきましては、国債の減少等により当第2四半期連結会計期間中に194億円減少し4,347億円となりました。

総資産は、上記要因のほか、第2四半期連結会計期間における四半期純損失93億円の計上等により、当第2四半期連結会計期間中に512億円減少し2兆827億円となりました。

当第2四半期連結会計期間の損益面につきましては、経常収益は121億87百万円となりました。一方、経常費用は、不動産取引業を中心とした大口貸出先の経営悪化や破綻が相次ぎ、与信コストが大幅に増加したこと等により264億50百万円となりました。この結果、経常損失は142億62百万円、四半期純損失は93億74百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

全体で、資金運用収支は、8,314百万円、役務取引等収支は756百万円、その他業務収支は493百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	8,208	112	6	8,314
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	9,767	142	9	20 9,900
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,559	29	3	20 1,585
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	734	24	2	756
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,333	34	136	1,231
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	598	10	133	475

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	245	475	262	493
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,111	24	470	665
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	866	499	207	1,158

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。以下の表においても同様であります。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

全体の役務取引等収益は1,231百万円となり、役務取引等費用は475百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,333	34	136	1,231
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	347	-	4	343
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	523	31	0	554
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	4	-	-	4
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	47	-	-	47
うち保護預り ・貸し金庫業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	0	-	-	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	237	-	131	106
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	598	10	133	475
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	108	10	-	118

(注) 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	1,952,130	5,723	3,241	1,954,611
	平成20年9月30日	1,947,638	7,436	3,110	1,951,964
うち流動性預金	平成19年9月30日	888,553	-	998	887,555
	平成20年9月30日	866,311	-	720	865,591
うち定期性預金	平成19年9月30日	1,045,773	-	2,243	1,043,530
	平成20年9月30日	1,058,879	-	2,383	1,056,495
うちその他	平成19年9月30日	17,802	5,723	-	23,525
	平成20年9月30日	22,447	7,436	7	29,877
譲渡性預金	平成19年9月30日	1,200	-	-	1,200
	平成20年9月30日	1,000	-	-	1,000
総合計	平成19年9月30日	1,953,330	5,723	3,241	1,955,811
	平成20年9月30日	1,948,638	7,436	3,110	1,952,964

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,357,565	100.00	1,355,474	100.00
製造業	95,343	7.02	107,394	7.92
農業	102	0.01	80	0.01
林業	258	0.02	150	0.01
鉱業	0	0.00	36	0.00
建設業	74,221	5.47	77,934	5.75
電気・ガス・熱供給・水道業	8,266	0.61	20,511	1.51
情報通信業	11,693	0.86	11,933	0.88
運輸業	17,919	1.32	21,104	1.56
卸売・小売業	94,170	6.94	91,543	6.75
金融・保険業	100,410	7.39	92,080	6.79
不動産取引業（注）	240,683	17.73	210,142	15.50
不動産賃貸業等（注）	215,020	15.84	214,945	15.86
各種サービス業	125,408	9.24	133,889	9.88
地方公共団体	7,642	0.56	6,993	0.52
その他	366,429	26.99	366,734	27.06
国際業務部門	497	100.00	98	100.00
製造業	99	20.05	-	-
卸売・小売業	397	79.95	98	100.00
合計	1,358,062		1,355,572	

（注）国内業務部門のうち不動産業については、不動産取引業と不動産賃貸業等に区分して表示する形式に変更しております。

なお、不動産取引業とは免許事業者であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者であります。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動におけるキャッシュ・フローが54億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが46億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが2億円の支出となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、303億円となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

平成20年度上半期は、不動産市況の悪化に伴い、新興不動産業者を中心とした取引先の経営悪化や破綻が相次ぐ状況となりました。このため、与信費用が大幅に増加し、当第2四半期連結累計期間は赤字決算を余儀なくされました。

当行は、不動産業向け貸出に対する審査及びリスク管理機能の強化と情報の集約化を図るため、平成20年11月に専門部署を設置いたしました。

不動産ソリューションプロジェクトチーム

上半期に破綻した中堅不動産向け貸出の回収を主な業務といたします。また、業務提携を行っている住友信託銀行グループのすみしん不動産との連携による早期回収も進めてまいります。

審査部 不動産審査管理課

不動産業に対する審査及びリスク管理の強化を主な業務といたします。

本店営業部 不動産営業管理室

本店営業部を中心に、都心店舗に取引が集中している中堅不動産業等に対する取組方針の統一化や情報の集約化を進めること等により、営業及び管理を強化することを主な業務といたします。

また、当行の強みである機動力を活かした営業を展開し、お客さまとのリレーションを強化することにより、今まで以上に地域との信頼関係を高めていく考えであります。

こうした認識のもと、平成20年度下半期においては住宅ローンの推進と地域中小企業者への深耕に併せ、来年度以降の収益性・成長性を維持・向上するための布石として、次の3点に取り組み、業績の向上を図ってまいります。

業務の役割分担の明確化を図り、第三分野の保険販売等業務範囲の拡大に併せ、住宅ローンの推進体制強化を図ります。

本部のBPRの一環として、本部人員の削減を実施し、営業戦力の確保による営業力の強化を図ります。これに併せ、本部組織の統廃合も検討してまいります。

「選択と集中」の観点から、人員の戦略的な配置を実施し、生産性の高い営業体制を構築いたします。

(4) その他、当行の経営上重要な事項

退職給付信託の設定

当行は、退職給付会計の改善を目的として、保有する株式の一部を拠出して、下記の通り退職給付信託を設定いたしました。

- ・ 信託設定日 平成20年9月29日
- ・ 信託設定額 54億円

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	19,982	17,609	2,373
経費(除く臨時処理分)	14,646	14,682	36
人件費	7,915	7,894	21
物件費	5,822	5,905	83
税金	908	882	26
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5,336	2,927	2,409
のれん償却額	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,336	2,927	2,409
一般貸倒引当金繰入額	316	7,664	7,348
業務純益	5,019	4,737	9,756
うち債券関係損益	20	516	536
臨時損益	729	11,391	10,662
株式関係損益	421	304	117
不良債権処理損失	754	11,538	10,784
貸出金償却	731	6,451	5,720
個別貸倒引当金繰入額	214	5,062	5,276
その他の債権売却損等	238	23	215
その他臨時損益	445	452	7

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
経常利益(は経常損失)	4,289	16,128	20,417
特別損益	784	2,658	1,874
うち固定資産処分損益	451	51	502
税引前中間純利益(は税引前中間純損失)	5,073	13,469	18,542
法人税、住民税及び事業税	633	21	612
法人税等調整額	641	3,324	3,965
中間純利益(は中間純損失)	3,798	10,166	13,964

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.09	1.92	0.17
(イ) 貸出金利回	2.53	2.42	0.11
(ロ) 有価証券利回	1.37	0.97	0.40
(2) 資金調達原価	1.78	1.79	0.01
(イ) 預金等利回	0.26	0.30	0.04
(ロ) 外部負債利回	2.03	2.31	0.28
(3) 総資金利鞘	-	0.31	0.18

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	12.04	6.53	5.51
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	12.04	6.53	5.51
業務純益ベース	11.32	10.57	21.89
中間純利益ベース	8.57	22.68	31.25

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,957,853	1,955,074	2,779

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(平残)	1,916,234	1,956,801	40,567
貸出金(未残)	1,356,892	1,354,437	2,455
貸出金(平残)	1,351,526	1,361,129	9,603

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,571,269	1,611,359	40,090
法人	355,014	306,186	48,828
その他	31,569	37,528	5,959
合計	1,957,853	1,955,074	2,779

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	285,159	292,822	7,663
住宅ローン残高	266,541	275,702	9,161
その他ローン残高	18,618	17,120	1,498

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,181,550	1,147,926	33,624
総貸出金残高	百万円	1,356,892	1,354,437	2,455
中小企業等貸出金比率	/ %	87.07	84.75	2.32
中小企業等貸出先件数	件	80,279	77,737	2,542
総貸出先件数	件	80,429	77,926	2,503
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.81	99.75	0.06

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)
支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	4	17	6	51
信用状	85	440	70	401
保証	1,424	7,309	1,238	6,602
計	1,513	7,767	1,314	7,055

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を、それぞれ採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	43,734	43,734
	うち非累積的永久優先株	7,500	7,500
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	33,226	33,225
	利益剰余金	32,724	25,407
	自己株式()	168	473
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	473	549
	その他有価証券の評価差損()	-	4,476
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	48	34
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	8	6
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-
	計 (A)	109,083	96,897
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,641	1,515
	一般貸倒引当金	10,979	12,570
	負債性資本調達手段等	5,400	5,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,400	5,000
	計	18,020	19,085
	うち自己資本への算入額 (B)	13,815	13,228
控除項目	控除項目(注4) (C)	440	268
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	122,459	109,857
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	994,410	987,734
	オフ・バランス取引等項目	8,962	7,668
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,003,372	995,402
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	80,505	78,729
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,440	6,298
	計(E)+(F)(注5) (H)	1,083,878	1,074,131
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%)		11.29	10.22
(参考)Tier 1比率 = A/H × 100(%)		10.06	9.02

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	43,734	43,734
	うち非累積的永久優先株	7,500	7,500
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	32,922	32,922
	その他資本剰余金	303	302
	利益準備金	3,670	3,950
	その他利益剰余金	28,432	20,717
	その他	-	-
	自己株式()	168	473
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	473	549
	その他有価証券の評価差損()	-	4,479
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-
	計 (A)	108,422	96,126
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,641	1,515
	一般貸倒引当金	10,131	11,675
	負債性資本調達手段等	5,400	5,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,400	5,000
	計	17,172	18,191
	うち自己資本への算入額 (B)	13,806	13,216
控除項目	控除項目(注4) (C)	440	268
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	121,789	109,074

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	994,046	987,197
	オフ・バランス取引等項目	8,962	7,668
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,003,009	994,865
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	79,408	77,318
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,352	6,185
	計(E) + (F) (注5) (H)	1,082,418	1,072,183
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.25	10.17
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		10.01	8.96

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当りの中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	73	202

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
危険債権	540	556
要管理債権	147	135
正常債権	12,951	12,781

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		目黒支店	東京都 目黒区	支店店舗		172.06	平成20年7月

当第2四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)			
当行		経堂北口 出張所	東京都 世田谷区	店舗外現金 自動設備			0	0	-
		自由が丘駅前 出張所	東京都 目黒区	店舗外現金 自動設備		0	0	0	-
		ピナウォーク 出張所	神奈川県 海老名市	店舗外現金 自動設備		3	0	3	-

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	392,000
第 種優先株式	20,000
計(注)	450,000

(注)平成19年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更を行い、発行可能株式総数から第 種優先株式38,000株を削除しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	158,229.91	158,229.91	東京証券取引所市場第一部	-
第 種優先株式	15,000.00	15,000.00	-	(注)
計	173,229.91	173,229.91		

(注)第 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

当行は、期末配当を支払うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)または第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき、事業年度毎30,000円を、配当金として金銭により支払う。

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、当行がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

(2)優先中間配当金

当行は、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、中間配当を行わない。

(3)残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき100万円を支払う。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記100万円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)第 種優先株主の議決権

第 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。

(5)募集株式等の割当てを受ける権利

当行は、第 種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 取得請求権

本優先株主は、下記の条件にしたがって、本優先株式1株につき、以下に定める取得価額により、当行に対して、当行の普通株式の交付と引換えに本優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成23年7月31日から平成28年9月29日までとする。

(2) 取得条件

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、534,494.19円とする。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における当行の普通株式の時価が、当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日現在の時価に修正される。「取得価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「取得価額修正日現在の時価」が、当初取得価額の70%(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後の取得価額は下限取得価額とする。取得価額及び株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、下記(ハ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、「取得価額修正日現在の時価」は下記(ハ)に準じて調整される。

- a. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。
- b. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

(ハ) 取得価額の調整

本優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- a. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合（但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株主に普通株式の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

- c. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、普通株主に取得条項付株式、取得請求権付株式又は新株予約権の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）

調整後の取得価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

上記(ハ)に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当行の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とするとき。
- b. その他当行普通株式数の変更又は変更の可能性がある事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- c. 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株
価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に上記
(八)又はに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記(八)又はに準じて調整される。

a. 調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、
当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の
平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せ
て複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の
普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

b. 調整後取得価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない
場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は
中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調
整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する
日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。

(二) 上記(ロ)又は(八)により取得価額の修正又は調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調
整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項を本優先株主に通知する。但し、上記(八)

b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得請求したために提出した} \\ \text{本優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(ヘ) 取得請求の効力発生

本優先株式の取得請求権の行使は、取得請求受付場所に当行所定の取得請求書及び本優先株式の株券を提出して行うものとす
る。

取得請求書及び本優先株式の株券が取得請求受付場所に到達したときをもって、当行は当該取得請求に係る本優先株式を取得
し、当該取得請求をした本優先株主は、当行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

但し、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 取得条項

当行は、取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に取得の請求のなかった第 種優先株
式を取得すると引換えに、第 種優先株式1株の払込金額相当額を以下のa.またはb.に定める一定の金額（以
下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。但し、一斉取得価額が一斉取得日直
前の取得価額を上回る場合には、一斉取得価額は一斉取得日直前の取得価額とし、一斉取得価額が下限取得価額
を下回る場合には、一斉取得価額は下限取得価額とする。

a. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、
当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配
表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が
上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出
来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）
を基準に平均値を算出する。

b. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合
は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の
決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、交付すべき普
通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める方法によりこれを取扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成18年6月29日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,354 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	534,494.19 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年7月31日 至平成28年9月29日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格534,494.19 資本組入額267,248 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000

(注)1. 本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)により当行が当行普通株式を新たに発行し、又は、当行の有する当行普通株式を処分(以下当行普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を(注)2.第1項第(2)号記載の転換価額(但し、(注)2.第2項又は3項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、当第2四半期会計期間末(平成20年9月30日)現在における新株予約権の目的となる株式の数は、当初転換価額((注)2.1(2)参照)に基づき算定している。

(注)2.1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額ならびに出資の目的とされる財産の内容および価額

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる当行普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は、当初534,494.19円とする。なお、転換価額は本欄第2項又は第3項によって修正または調整されることがある。

2 転換価額の修正

平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日現在の時価に修正される。「転換価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「転換価額修正日現在の時価」が、当初転換価額の70%(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後の転換価額は下限転換価額とする。転換価額および株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、本欄第3項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、「転換価額修正日現在の時価」は本欄第3項に準じて調整される。

a. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。

b. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

3 転換価額の調整

- (1) 本新株予約権付社債発行後、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額(下限転換価額を含む。)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

本項第(4)号に従い算出される時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合(但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利または当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めず株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券もしくは権利または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降又はその発行日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 本項第(1)号に掲げる場合のほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、転換価額は当行の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少により転換価額(下限転換価額を含む。))の調整を必要とするとき、

その他当行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき、

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき他の事由による影響を考慮する必要があるとき、

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

- (4) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に本項第(1)号又は第(2)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本項第(1)号又は第(2)号に準じて調整される。

a. 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいくつかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))の平均値(終値のない日数を除く。))とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))を基準に平均値を算出する。

b. 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいくつかの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

- (5) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。

- 4 本欄第2項又は第3項により転換価額の修正又は調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本欄第3項(4)b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (注)3. 本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年7月31日から平成28年9月29日(但し、当行が本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、当行が取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当行が本社債を消却した時)までの間(以下「行使期間」という。))、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

- (注)4. 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注)1.に記載の交付株式数で除した額とする。

- 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当行普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。))、その残額を資本準備金として計上する。

- (注)5. 当行が本社債を繰上償還する場合または買入消却する場合、それぞれ償還日または消却の日以後当該本新株予約権を行使することはできない。各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	173,229.91	-	43,734,856	-	32,922,811

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	22,906	14.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,446	2.17
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY, 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,024	1.91
八千代銀行従業員持株会	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	2,887	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,606	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,176	1.37
マサ ジャパニーズ エクイティ (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行決済事業部)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,597	1.00
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋一丁目18番6号	1,520	0.96
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,500	0.94
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103(常任代理人 株 式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUS ETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,426	0.90
計		43,088	27.23

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、発行済株式総数は普通株式の総数であります。

第 種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	15,000	100.00
計		15,000	100.00

(注) 発行済株式総数は、第 種優先株式の総数であります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	15,000		第 種優先株式(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,335		-
完全議決権株式(その他)	普通株式 148,246 (注2)	148,246 (注3)	-
端株数	普通株式 8,648.91		-
発行済株式総数	173,229.91		
総株主の議決権		148,237	

- (注) 1. 第 種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
 2. 完全議決権株式(その他)の株式数には、証券保管振替機構名義の株式9株が含まれております。
 3. 完全議決権株式(その他)の議決権の数(個)には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係わる議決権が9個含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社八千代銀行	新宿区新宿五丁目9番2号	1,335	-	1,335	0.77
計		1,335	-	1,335	0.77

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	484,000	506,000	498,000	450,000	427,000	289,900
最低(円)	420,000	470,000	436,000	390,000	256,000	221,100

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	93,081	51,890	113,584
コールローン及び買入手形	129,800	193,112	147,544
買入金銭債権	326	-	4
商品有価証券	512	486	447
金銭の信託	377	300	-
有価証券	7, 14 483,179	7, 14 434,717	7, 14 428,262
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,358,062	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,355,572	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,364,819
外国為替	5 2,037	5 3,327	5 3,417
その他資産	7 11,589	7 17,884	7 13,017
有形固定資産	9, 10, 11 25,701	9, 10 27,628	9, 10, 11 27,852
無形固定資産	694	679	784
繰延税金資産	13,433	15,643	11,603
支払承諾見返	14 7,767	7,055	7,296
貸倒引当金	21,126	25,536	16,822
資産の部合計	2,105,439	2,082,762	2,101,813
負債の部			
預金	7 1,954,611	7 1,951,964	7 1,948,881
譲渡性預金	1,200	1,000	1,200
借入金	12 2,000	12 2,000	12 2,000
外国為替	1	6	1
新株予約権付社債	13 5,000	13 5,000	13 5,000
その他負債	9,649	9,439	9,787
賞与引当金	1,073	1,044	1,077
退職給付引当金	9,587	3,938	9,403
役員退職慰労引当金	153	211	190
睡眠預金払戻引当金	343	291	291
再評価に係る繰延税金負債	9 3,521	9 3,407	9 3,422
支払承諾	14 7,767	7,055	7,296
負債の部合計	1,994,909	1,985,359	1,988,553
純資産の部			
資本金	43,734	43,734	43,734
資本剰余金	33,226	33,225	33,226
利益剰余金	32,724	25,407	36,352
自己株式	168	473	215
株主資本合計	109,517	101,894	113,098
その他有価証券評価差額金	839	4,476	165
繰延ヘッジ損益	1	10	13
土地再評価差額金	9 126	9 39	9 18
評価・換算差額等合計	963	4,526	134
少数株主持分	48	34	28
純資産の部合計	110,530	97,402	113,260
負債及び純資産の部合計	2,105,439	2,082,762	2,101,813

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	25,788	24,445	51,068
資金運用収益	21,227	19,876	41,722
(うち貸出金利息)	17,238	16,610	34,514
(うち有価証券利息配当金)	3,146	2,305	5,380
役務取引等収益	3,000	2,706	5,621
その他業務収益	603	1,006	2,216
その他経常収益	957	855	1,508
経常費用	21,015	40,065	43,170
資金調達費用	2,733	3,139	5,743
(うち預金利息)	2,640	3,043	5,564
役務取引等費用	1,072	948	2,136
その他業務費用	429	1,209	2,241
営業経費	14,886	14,959	29,247
その他経常費用	1,893	19,809	3,800
経常利益又は経常損失()	4,773	15,620	7,898
特別利益	1,506	2,738	4,240
固定資産処分益	684	-	781
貸倒引当金戻入益	0	-	1,930
償却債権取立益	822	563	1,528
退職給付信託設定益	-	2,174	-
特別損失	703	378	726
固定資産処分損	227	50	288
減損損失	-	328	-
役員退職慰労引当金繰入額	133	-	145
睡眠預金払戻引当金繰入額	343	-	291
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	5,575	13,260	11,412
法人税、住民税及び事業税	745	191	1,105
法人税等調整額	682	3,415	2,200
法人税等合計		3,223	
少数株主利益	9	6	11
中間純利益又は中間純損失()	4,137	10,043	8,094

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	37,812	43,734	37,812
当中間期変動額			
新株の発行	5,922	-	5,922
当中間期変動額合計	5,922	-	5,922
当中間期末残高	43,734	43,734	43,734
資本剰余金			
前期末残高	27,000	33,226	27,000
当中間期変動額			
新株の発行	5,922	-	5,922
自己株式の処分	303	0	303
当中間期変動額合計	6,225	0	6,225
当中間期末残高	33,226	33,225	33,226
利益剰余金			
前期末残高	29,426	36,352	29,426
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,115	923	1,589
中間純利益又は中間純損失()	4,137	10,043	8,094
土地再評価差額金の取崩	275	21	420
当中間期変動額合計	3,297	10,945	6,925
当中間期末残高	32,724	25,407	36,352
自己株式			
前期末残高	894	215	894
当中間期変動額			
自己株式の取得	154	259	202
自己株式の処分	880	1	880
当中間期変動額合計	726	257	678
当中間期末残高	168	473	215
株主資本合計			
前期末残高	93,346	113,098	93,346
当中間期変動額			
新株の発行	11,844	-	11,844
剰余金の配当	1,115	923	1,589
中間純利益又は中間純損失()	4,137	10,043	8,094
自己株式の取得	154	259	202
自己株式の処分	1,184	1	1,184
土地再評価差額金の取崩	275	21	420
当中間期変動額合計	16,171	11,203	19,752
当中間期末残高	109,517	101,894	113,098

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,907	165	3,907
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,068	4,641	3,742
当中間期変動額合計	3,068	4,641	3,742
当中間期末残高	839	4,476	165
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	5	13	5
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3	2	7
当中間期変動額合計	3	2	7
当中間期末残高	1	10	13
土地再評価差額金			
前期末残高	401	18	401
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	275	21	420
当中間期変動額合計	275	21	420
当中間期末残高	126	39	18
評価・換算差額等合計			
前期末残高	4,304	134	4,304
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,340	4,660	4,170
当中間期変動額合計	3,340	4,660	4,170
当中間期末残高	963	4,526	134
少数株主持分			
前期末残高	39	28	39
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9	6	10
当中間期変動額合計	9	6	10
当中間期末残高	48	34	28
純資産合計			
前期末残高	97,689	113,260	97,689
当中間期変動額			
新株の発行	11,844	-	11,844
剰余金の配当	1,115	923	1,589
中間純利益又は中間純損失()	4,137	10,043	8,094
自己株式の取得	154	259	202
自己株式の処分	1,184	1	1,184
土地再評価差額金の取崩	275	21	420
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,330	4,654	4,181
当中間期変動額合計	12,840	15,857	15,570
当中間期末残高	110,530	97,402	113,260

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ()	5,575	13,260	11,412
減価償却費	600	626	1,281
減損損失	-	328	-
のれん償却額	1	1	2
貸倒引当金の増減()	2,605	8,713	6,909
投資損失引当金の増減額(は減少)	4	-	4
賞与引当金の増減額(は減少)	10	32	14
退職給付引当金の増減額(は減少)	311	61	495
退職給付信託設定損益(は益)	-	2,174	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	153	20	190
睡眠預金払戻引当金の増減額(は減少)	343	-	291
資金運用収益	21,227	19,876	41,722
資金調達費用	2,733	3,139	5,743
有価証券関係損益()	400	821	2,376
為替差損益(は益)	85	308	650
固定資産処分損益(は益)	456	50	492
貸出金の純増() 減	10,297	9,247	3,539
預金の純増減()	58,807	3,083	53,076
譲渡性預金の純増減()	300	200	300
預け金(日銀預け金を除く)の純増() 減	12	4,908	10,061
コールローン等の純増() 減	66,463	45,564	83,885
商品有価証券の純増() 減	170	38	106
金銭の信託の純増() 減	20	300	397
外国為替(資産)の純増() 減	74	90	1,305
外国為替(負債)の純増減()	4	4	5
資金運用による収入	21,145	20,044	42,734
資金調達による支出	2,015	2,896	4,784
その他	1,476	244	4,310
小計	5,223	42,588	32,668
法人税等の支払額	302	857	504
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,921	43,445	33,172
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	214,892	306,768	637,966
有価証券の売却による収入	95,783	193,999	439,392
有価証券の償還による収入	61,704	91,294	193,095
有形固定資産の取得による支出	1,003	465	5,675
有形固定資産の除却による支出	-	37	-
有形固定資産の売却による収入	1,246	-	3,351
無形固定資産の取得による支出	-	-	321
子会社の清算による収入	-	-	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	57,161	21,977	8,101
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	11,750	-	11,750
配当金の支払額	1,115	923	1,589
少数株主への配当金の支払額	0	-	0
自己株式の取得による支出	154	259	202
自己株式の売却による収入	1,184	1	1,184
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,664	1,181	11,142
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1	15
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	40,577	66,603	30,147
現金及び現金同等物の期首残高	127,128	96,980	127,128
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 86,550	1 30,376	1 96,980

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社 6社 会社名 株式会社八千代エージェンシー 八千代サービス株式会社 八千代ビジネスサービス株式会 社 株式会社八千代データテレコム 株式会社八千代クレジットサー ビス 八千代信用保証株式会社	連結子会社 5社 会社名 株式会社八千代エージェンシー 八千代サービス株式会社 八千代ビジネスサービス株式会 社 株式会社八千代クレジットサー ビス 八千代信用保証株式会社	連結子会社 5社 会社名 株式会社八千代エージェンシー 八千代サービス株式会社 八千代ビジネスサービス株式会 社 株式会社八千代クレジットサー ビス 八千代信用保証株式会社 なお、前連結会計年度において 連結子会社でありました株式会 社八千代データテレコムは清算 したため、連結の範囲から除いて おります。
2. 持分法の適用に関する事 項	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
3. 連結子会社の(中間)決 算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のと おりであります。 9月末日 6社	連結子会社の中間決算日は次のと おりであります。 9月末日 5社	連結子会社の決算日は次のとおり であります。 3月末日 5社
4. 開示対象特別目的会社に 関する事項		該当ありません。	
5. 会計処理基準に関する事 項	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は移動平均法により算 定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法によ る償却原価法(定額法)、その他有 価証券のうち時価のある株式につ いては中間連結決算日前1カ月の 市場価格等の平均に基づく時価法、 時価のある株式以外については中 間連結決算日の市場価格等に基づ く時価法(売却原価は主として移 動平均法により算定)、時価のない ものについては移動平均法による 原価法又は償却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部純資産直入法に より処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価 法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法によ る償却原価法(定額法)、その他有 価証券のうち時価のある株式につ いては原則として中間連結決算日 前1カ月の市場価格等の平均に基 づく時価法、時価のある株式以外 については中間連結決算日の市場 価格等に基づく時価法(売却原価 は主として移動平均法により算定)、 時価のないものについては移動平 均法による原価法又は償却原価法 により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部純資産直入法に より処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は主として移動平均法 により算定)により行っておりま す。 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法によ る償却原価法(定額法)、その他有 価証券のうち時価のある株式につ いては原則として連結決算日前 1カ月の市場価格等の平均に基 づく時価法、時価のある株式以外 については連結決算日の市場価格 等に基づく時価法(売却原価は主 として移動平均法により算定)、時 価のないものについては移動平均 法による原価法又は償却原価法に より行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部純資産直入法に より処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 その他：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>また主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は21,957百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は22,789百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は14,099百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は20百万円、特別損失は133百万円それぞれ増加し、経常利益は20百万円、税金等調整前中間純利益は153百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度未までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は50百万円、特別損失は145百万円それぞれ増加し、経常利益は50百万円、税金等調整前当期純利益は196百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、一定の要件を満たした場合に利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に基づく将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は343百万円増加し、税金等調整前中間純利益は343百万円減少しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、一定の要件を満たした場合に利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に基づく将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当中間連結会計期間未までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、一定の要件を満たした場合に利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に基づく将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当連結会計年度未までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は291百万円増加し、税金等調整前当期純利益は291百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債はありません。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債はありません。
	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 連結子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(13) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び 地方消費税の会計処理は、税抜方式 によっております。	(13) 消費税等の会計処理 同 左	(13) 消費税等の会計処理 同 左
6. (中間) 連結キャッシュ ・フロー計算書における資 金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲は、中間連結 貸借対照表上の「現金預け金」の うち現金及び日本銀行への預け金 であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲は、連結貸借対照 表上の「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金でありま す。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計 基準第10号)及び「金融商品会計に関する 実務指針」(日本公認会計士協会会計制度 委員会報告第14号)等における有価証券の 範囲に関する規定が一部改正され(平成19 年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品 取引法の施行日以後に終了する連結会計年 度及び中間連結会計期間から適用されるこ とになったことに伴い、当中間連結会計期間 から改正会計基準及び実務指針を適用して おります。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に ついては、従来、賃貸借取引に係る方法に準 じた会計処理によっておりましたが、「リー ス取引に関する会計基準」(企業会計基準 第13号平成19年3月30日)及び「リース取 引に関する会計基準の適用指針」(企業会 計基準適用指針第16号同前)が平成20年4 月1日以後開始する連結会計年度から適用 されることになったことに伴い、当中間連結 会計期間から同会計基準及び適用指針を適 用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定 資産」中のリース資産は65百万円、「その他 負債」中のリース債務は76百万円増加して おります。なお、この変更による損益に与え る影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計 基準第10号)及び「金融商品会計に関する 実務指針」(日本公認会計士協会会計制度 委員会報告第14号)等における有価証券の 範囲に関する規定が一部改正され(平成19 年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品 取引法の施行日以後に終了する事業年度か ら適用されることになったことに伴い、当連 結会計年度から改正会計基準及び実務指針 を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は794百万円、延滞債権額は61,672百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は321百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,223百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,011百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,327百万円であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,910百万円であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,279百万円、延滞債権額は64,643百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は37百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,250百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,211百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,165百万円であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、19,311百万円であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,111百万円、延滞債権額は58,009百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は42百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,837百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,001百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,886百万円であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、9,339百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,188百万円</p> <p>その他資産 39百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 6,761百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,964百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,022百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、371,557百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,223百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,288百万円</p> <p>その他資産 40百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 10,912百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,098百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,308百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、370,600百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが35,139百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,289百万円</p> <p>その他資産 40百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 18,098百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,657百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,099百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、373,666百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,067百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>
6,541百万円	4,971百万円	6,297百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額	10. 有形固定資産の減価償却累計額	10. 有形固定資産の減価償却累計額
18,573百万円	19,226百万円	18,822百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額	11. 有形固定資産の圧縮記帳額	11. 有形固定資産の圧縮記帳額
563百万円	563百万円	563百万円
(当中間連結会計期間圧縮記帳額	(当中間連結会計期間圧縮記帳額	(当連結会計年度圧縮記帳額
- 百万円)	- 百万円)	- 百万円)
12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
13. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。	13. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。	13. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。
14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,320百万円であります。	14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,700百万円であります。	14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,550百万円であります。
<p>なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ570百万円減少します。</p>		

(中間連結損益計算書関係)

<p>前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>																								
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却764百万円、債権売却損239百万円、株式等売却損106百万円及び株式等償却546百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却6,465百万円、貸倒引当金繰入額12,690百万円及び株式等償却380百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当中間連結会計期間において、以下の営業用資産等について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="596 450 975 600"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地及び建物動産等</td> <td>296百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6カ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都外</td> <td>営業店舗</td> <td>建物動産等</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2カ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>328百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(グルーピングの方法) 管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行い、遊休資産については、各々単独の資産グループとしております。また、本部、集中センター、厚生施設等は共用資産としております。</p> <p>(減損損失の認識に至った経緯) 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額328百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額) 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価に基づき評価した額より処分費用見込み額を控除する等により算定しております。</p>	地域	用途	種類	減損損失額	東京都内	営業店舗	土地及び建物動産等	296百万円		6カ所			東京都外	営業店舗	建物動産等	31百万円		2カ所			合 計			328百万円	<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却965百万円、株式等売却損269百万円、株式等償却1,574百万円及び債権売却損503百万円を含んでおります。</p>
地域	用途	種類	減損損失額																							
東京都内	営業店舗	土地及び建物動産等	296百万円																							
	6カ所																									
東京都外	営業店舗	建物動産等	31百万円																							
	2カ所																									
合 計			328百万円																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	138,229.91	20,000.00	-	158,229.91	(注)1
第 種優先株式	15,000.00	-	-	15,000.00	
合計	153,229.91	20,000.00	-	173,229.91	
自己株式					
普通株式	2,031.10	279.26	2,000.00	310.36	(注)2
合計	2,031.10	279.26	2,000.00	310.36	

(注)1.公募による募集株式の発行による増加であります。

2.端株の買取請求による増加および募集株式の発行に併せて実施した自己株式の処分による減少であります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	817	6,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第 種優先株式	298	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	473	利益剰余金	3,000	平成19年9月30日	平成19年12月10日

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	158,229.91	-	-	158,229.91	
第 種優先株式	15,000.00	-	-	15,000.00	
合計	173,229.91	-	-	173,229.91	
自己株式					
普通株式	420.53	919.44	4.00	1,335.97	(注)
合計	420.53	919.44	4.00	1,335.97	

(注)普通株式の自己株式の増加919.44株は、取締役会決議による取得771.00株及び端株の買取による取得148.44株であり、減少4.00株は端株の売渡によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	473	3,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第 種優先株式	450	30,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月11日 取締役会	普通株式	549	利益剰余金	3,500	平成20年9月30日	平成20年12月10日

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計年度末株式 数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末株式 数	摘要
発行済株式					
普通株式	138,229.91	20,000.00	-	158,229.91	注1
第 種優先株式	15,000.00	-	-	15,000.00	
合計	153,229.91	20,000.00	-	173,229.91	
自己株式					
普通株式	2,031.10	389.43	2,000.00	420.53	注2
合計	2,031.10	389.43	2,000.00	420.53	

注1. 当連結会計年度増加株式数 20,000.00株は公募による募集株式の発行であります。

注2. 当連結会計年度増加株式数 389.43株は端株の買取によるものであり、当連結会計年度減少株式数 2,000.00株は募集株式の発行に併せて実施した売出株式であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	817	6,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第 種優先株式	298	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	473	3,000	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	473	利益剰余金	3,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第 種優先株式	450	利益剰余金	30,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位: 百万円)</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>93,081</td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>その他預け金</td><td>530</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>86,550</td></tr> </table>	現金預け金勘定	93,081	定期預け金	6,000	その他預け金	530	現金及び現金同等物	86,550	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位: 百万円)</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>51,890</td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>譲渡性預け金</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>その他預け金</td><td>513</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>30,376</td></tr> </table>	現金預け金勘定	51,890	定期預け金	6,000	譲渡性預け金	15,000	その他預け金	513	現金及び現金同等物	30,376	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位: 百万円)</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>113,584</td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>譲渡性預け金</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>その他預け金</td><td>604</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>96,980</td></tr> </table>	現金預け金勘定	113,584	定期預け金	6,000	譲渡性預け金	10,000	その他預け金	604	現金及び現金同等物	96,980
現金預け金勘定	93,081																													
定期預け金	6,000																													
その他預け金	530																													
現金及び現金同等物	86,550																													
現金預け金勘定	51,890																													
定期預け金	6,000																													
譲渡性預け金	15,000																													
その他預け金	513																													
現金及び現金同等物	30,376																													
現金預け金勘定	113,584																													
定期預け金	6,000																													
譲渡性預け金	10,000																													
その他預け金	604																													
現金及び現金同等物	96,980																													

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																
	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>事務用機器であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																																	
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,415百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>173百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,589百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>871百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>86百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>957百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>89百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>91百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,455百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,540百万円</td></tr> </table>	動産	2,415百万円	その他	173百万円	合計	2,589百万円	動産	871百万円	その他	86百万円	合計	957百万円	動産	89百万円	その他	2百万円	合計	91百万円	動産	1,455百万円	その他	84百万円	合計	1,540百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>2,373百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>131百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,505百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,084百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,160百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>172百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>173百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,116百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,171百万円</td></tr> </table>	有形固定資産	2,373百万円	無形固定資産	131百万円	その他	- 百万円	合計	2,505百万円	有形固定資産	1,084百万円	無形固定資産	76百万円	その他	- 百万円	合計	1,160百万円	有形固定資産	172百万円	無形固定資産	0百万円	その他	- 百万円	合計	173百万円	有形固定資産	1,116百万円	無形固定資産	54百万円	その他	- 百万円	合計	1,171百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,404百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>131百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,536百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>888百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>951百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>76百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,439百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>68百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,508百万円</td></tr> </table>	動産	2,404百万円	その他	131百万円	合計	2,536百万円	動産	888百万円	その他	63百万円	合計	951百万円	動産	76百万円	その他	- 百万円	合計	76百万円	動産	1,439百万円	その他	68百万円	合計	1,508百万円
動産	2,415百万円																																																																																	
その他	173百万円																																																																																	
合計	2,589百万円																																																																																	
動産	871百万円																																																																																	
その他	86百万円																																																																																	
合計	957百万円																																																																																	
動産	89百万円																																																																																	
その他	2百万円																																																																																	
合計	91百万円																																																																																	
動産	1,455百万円																																																																																	
その他	84百万円																																																																																	
合計	1,540百万円																																																																																	
有形固定資産	2,373百万円																																																																																	
無形固定資産	131百万円																																																																																	
その他	- 百万円																																																																																	
合計	2,505百万円																																																																																	
有形固定資産	1,084百万円																																																																																	
無形固定資産	76百万円																																																																																	
その他	- 百万円																																																																																	
合計	1,160百万円																																																																																	
有形固定資産	172百万円																																																																																	
無形固定資産	0百万円																																																																																	
その他	- 百万円																																																																																	
合計	173百万円																																																																																	
有形固定資産	1,116百万円																																																																																	
無形固定資産	54百万円																																																																																	
その他	- 百万円																																																																																	
合計	1,171百万円																																																																																	
動産	2,404百万円																																																																																	
その他	131百万円																																																																																	
合計	2,536百万円																																																																																	
動産	888百万円																																																																																	
その他	63百万円																																																																																	
合計	951百万円																																																																																	
動産	76百万円																																																																																	
その他	- 百万円																																																																																	
合計	76百万円																																																																																	
動産	1,439百万円																																																																																	
その他	68百万円																																																																																	
合計	1,508百万円																																																																																	

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 464百万円 1年超 1,107百万円 合計 1,571百万円	・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 421百万円 1年超 776百万円 合計 1,197百万円	・ 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 482百万円 1年超 1,052百万円 合計 1,535百万円
・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 34百万円	・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 110百万円	・ リース資産減損勘定年度末残高 23百万円
・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 235百万円 リース資産減損勘定の取崩額 14百万円 減価償却費相当額 216百万円 支払利息相当額 11百万円 減損損失 - 百万円	・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 260百万円 リース資産減損勘定の取崩額 9百万円 減価償却費相当額 240百万円 支払利息相当額 19百万円 減損損失 97百万円	・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 518百万円 リース資産減損勘定取崩額 25百万円 減価償却費相当額 482百万円 支払利息相当額 25百万円 減損損失 - 百万円
・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (借手側) 1年内 379百万円 1年超 390百万円 合計 769百万円 (貸手側) 1年内 4百万円 1年超 6百万円 合計 11百万円	2. オペレーティング・リース取引

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	69,975	69,868	106
社債	6,180	6,000	179
外国証券	12,000	11,435	564
合計	88,155	87,304	850

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(償却原価) (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,123	13,620	4,496
債券	354,015	350,086	3,929
国債	279,977	276,348	3,629
地方債	3,470	3,458	11
社債	70,567	70,279	288
その他	25,158	24,066	1,091
合計	388,297	387,772	524

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したもののについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は477百万円であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案して回復の可能性を判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	7,251
非上場株式(非公開株式)	1,859
社債(私募債等)	3,320
その他の証券(投資事業組合)	2,072

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	79,058	79,618	559
社債	20,584	20,501	83
外国証券	10,000	9,012	987
合計	109,643	109,132	510

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(償却原価) (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	6,604	7,478	874
債券	290,596	285,806	4,789
国債	204,428	199,894	4,534
地方債	5,893	5,889	4
社債	80,273	80,023	250
その他	26,263	24,096	2,167
合計	323,464	317,381	6,082

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については原則として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,400百万円(うち、上場株式347百万円、投資信託552百万円及び外国証券499百万円)であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案して回復の可能性を判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	22,692
非上場株式(非公開株式)	1,797
社債(私募債等)	3,700
その他の証券(投資事業組合)	2,195
譲渡性預け金	15,000

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	447	2

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	86,077	87,534	1,456	1,521	64
社債	14,684	14,719	35	116	81
その他	12,000	11,423	576	1	578
合計	112,761	113,677	915	1,639	724

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (償却原価) (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,349	13,273	2,924	3,332	408
債券	273,262	270,698	2,563	362	2,925
国債	201,383	198,644	2,738	54	2,792
地方債	4,829	4,882	53	56	2
社債	67,049	67,170	120	251	130
その他	24,253	22,991	1,262	151	1,413
合計	307,865	306,963	901	3,845	4,747

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については原則として当連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したもののについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は上場株式 1,499百万円、投資信託 1,733百万円であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案して回復の可能性を判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	422,272	2,195	693

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	18,537
非上場株式	1,830
社債（私募債等）	4,550
その他の証券（投資事業組合）	2,157
譲渡性預け金	10,000

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	74,820	208,055	42,276	50,844
国債	50,193	150,182	33,488	50,844
地方債	353	3,502	1,027	-
社債	24,273	54,370	7,760	-
その他	10,903	4,686	20,837	10,721
合計	85,724	212,741	63,114	61,566

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	377	377	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	300	300	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	369
その他有価証券	369
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	1,208
その他有価証券評価差額金	839

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,110
その他有価証券	6,110
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	1,634
その他有価証券評価差額金	4,476

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	820
その他有価証券	820
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	986
その他有価証券評価差額金	165

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

ヘッジ会計が適用されているため記載事項に該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	5,202	72	72
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		72	72

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

複合金融商品の組込デリバティブ(クレジット・デフォルト・スワップ)については、保証に準じた取引であり、記載対象から除いております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

ヘッジ会計が適用されているため記載事項に該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	12,596	169	169
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		169	169

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建

金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）
複合金融商品の組込デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）については、保証に準じた取引であり、記載対象から除いております。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

当行のデリバティブ取引は、基本的にリスクヘッジを目的としたものに限定しており、投機的な取引は行っておりません。具体的には、金利変動リスクを回避するため、固定金利貸出金に対する金利スワップ、キャップ付き貸出金に対する金利オプション取引、債券価格の変動によるリスクを軽減するための債券先物及びオプション取引であります。リスクヘッジの対象も、お客様に対する取引上のもので当行保有の現物債券の枠内で行っております。金利スワップ契約については、信用力の高い銀行との取引に限定しております。デリバティブが組み込まれた債券投資等についても元本保証を基本として、格付も高格付のものしか扱っておりません。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、その他のデリバティブ取引として、為替予約取引等を行っております。

リスク管理体制については、各デリバティブ取引に設けられている運用規則（残高規制、リスクコントロール規制等）に沿って日常業務を運営しております。また、実務者レベルの行員をメンバーとする「ALM部会」において、将来の金利見通しに基づくリスクヘッジの方針やデリバティブの諸リスクに関する現状把握とその対応策を協議し、関連各部の部長により構成されるリスク管理委員会（週一回開催）において、さらに検討を加え、その検討結果を踏まえた上で、リスク管理の適否が取締役と執行役員で構成される統合リスク管理会議により決定される仕組みとなっております。

なお、次の「2. 取引の時価等に関する事項」の各表における契約額や想定元本は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

ヘッジ会計が適用されているため記載事項に該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	12,263	6,486	190	190
	売建	7,838	3,266	405	405
	買建	4,425	3,220	215	215
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			190	190

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

複合金融商品の組込デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）については、保証に準じた取引であり、記載対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)
該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	604,619.70	524,994.09	619,622.12
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は中間純損失金額()	円	26,519.25	63,665.42	48,709.83
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額	円	21,554.34	-	41,975.94

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は中間純損失金額()				
中間(当期)純利益又は中間純損失()	百万円	4,137	10,043	8,094
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	450
うち定時株主総会決議による 第 種優先株式配当額	百万円			450
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は中間純損失()	百万円	4,137	10,043	7,644
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	156	157	156
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	31	-	513
うち定時株主総会決議による 第 種優先株式配当額	百万円			450
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	31	-	63
普通株式増加数	千株	37	-	37
うち第 種優先株式	千株	28	-	28
うち新株予約権付社債	千株	9	-	9
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定 に含めなかった潜在株式の概要			第 種優先株式(発行価額 15,000百万円)及び新株予約 権付社債(券面総額5,000百万 円)。 なお、第 種優先株式及び新 株予約権付社債の概要は「第 4提出会社の状況、1株式等の 状況(1)株式の総数等及び (2)新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	

2. なお、当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの当中間連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	110,530	97,402	113,260
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	15,048	15,034	15,478
（うち第 種優先株式の発行価額総額）	15,000	15,000	15,000
（うち第 種優先株式の配当額）	-	-	450
（うち少数株主持分）	48	34	28
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	95,481	82,368	97,782
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	157	156	157

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(自己株式の取得)</p> <p>当行は、平成20年11月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由</p> <p>当行は、資本効率の向上を通じた株主への利益還元を図ると共に、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己株式の取得を実施することといたしました。</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得対象株式 当行普通株式の種類</p> <p>(2) 取得しうる株 6,000株(上限) 式の総数 (自己株式を含む発行済株式総数に対する割合3.79%)</p> <p>(3) 株式の取得価 20億円(上限) 額の総額</p> <p>(4) 自己株式取得 平成20年11月12日から 平成21年5月29日まで の日程</p> <p>(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付(信託方式)</p> <p>また、平成20年9月1日開催の取締役会決議に基づき、平成20年10月1日以降に実施した自己株式の取得結果は以下の通りであります。</p> <p>(1) 取得した株式 当行普通株式の種類</p> <p>(2) 取得株式数 2,229株</p> <p>(3) 取得金額 596,322,400円</p> <p>(4) 取得期間 平成20年10月1日から 平成20年10月31日まで (約定ベース)</p> <p>(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付(信託方式)</p> <p>なお、上記取締役会決議に基づき、平成20年10月31日までに取得した自己株式の累計は以下の通りであります。</p> <p>(1) 取得株式数 3,000株</p> <p>(2) 取得総額 794,808,300円</p>	

2【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
経常収益		12,187
資金運用収益		9,900
(うち貸出金利息)		(8,257)
(うち有価証券利息配当金)		(1,160)
役務取引等収益		1,231
その他業務収益		665
その他経常収益		389
経常費用		26,450
資金調達費用		1,585
(うち預金利息)		(1,531)
役務取引等費用		475
その他業務費用		1,158
営業経費		7,348
その他経常費用	1	15,880
経常損失()		14,262
特別利益		2,388
償却債権取立益		213
退職給付信託設定益		2,174
特別損失		361
固定資産処分損		32
減損損失		328
税金等調整前四半期純損失()		12,235
法人税、住民税及び事業税		555
法人税等調整額		3,419
法人税等合計		2,864
少数株主利益		3
四半期純損失()		9,374

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

1. その他経常費用には、貸出金償却6,232百万円、貸倒引当金繰入額9,121百万円及び株式等償却323百万円を含んでおりません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	93,018	51,845	113,466
コールローン	124,800	193,112	137,544
買入手形	5,000	-	10,000
買入金銭債権	326	-	4
商品有価証券	512	486	447
金銭の信託	377	300	-
有価証券	1, 8, 15 482,188	1, 8, 15 433,029	1, 8, 15 427,065
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,356,892	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,354,437	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,363,547
外国為替	6 2,037	6 3,327	6 3,417
その他資産	8 10,386	8 16,641	8 11,779
有形固定資産	10, 11, 12 25,768	10, 11 27,692	10, 11, 12 27,917
無形固定資産	655	649	750
繰延税金資産	13,136	15,170	11,224
支払承諾見返	15 7,767	7,055	7,296
貸倒引当金	18,368	22,737	13,811
投資損失引当金	384	66	384
資産の部合計	2,104,115	2,080,945	2,100,266
負債の部			
預金	8 1,957,853	8 1,955,074	8 1,952,059
譲渡性預金	1,200	1,000	1,200
借入金	13 2,000	13 2,000	13 2,000
外国為替	1	6	1
新株予約権付社債	14 5,000	14 5,000	14 5,000
その他負債	5,849	5,398	5,820
未払法人税等		109	806
リース債務		76	
その他の負債		5,213	
賞与引当金	1,034	1,009	1,043
退職給付引当金	9,533	3,881	9,349
役員退職慰労引当金	153	194	175
睡眠預金払戻引当金	343	291	291
再評価に係る繰延税金負債	10 3,521	10 3,407	10 3,422
支払承諾	15 7,767	7,055	7,296
負債の部合計	1,994,257	1,984,320	1,987,659
純資産の部			
資本金	43,734	43,734	43,734
資本剰余金	33,226	33,225	33,226
資本準備金	32,922	32,922	32,922
その他資本剰余金	303	302	303
利益剰余金	32,103	24,667	35,736
利益準備金	3,670	3,950	3,765
その他利益剰余金	28,432	20,717	31,970
別途積立金	21,200	27,700	21,200
繰越利益剰余金	7,232	6,982	10,770
自己株式	168	473	215
株主資本合計	108,896	101,154	112,481
その他有価証券評価差額金	837	4,479	157
繰延ヘッジ損益	1	10	13
土地再評価差額金	10 126	10 39	10 18
評価・換算差額等合計	961	4,529	125
純資産の部合計	109,858	96,625	112,607
負債及び純資産の部合計	2,104,115	2,080,945	2,100,266

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	25,328	24,001	50,082
資金運用収益	21,157	19,825	41,582
(うち貸出金利息)	17,172	16,565	34,387
(うち有価証券利息配当金)	3,149	2,308	5,383
役務取引等収益	2,791	2,483	5,196
その他業務収益	423	842	1,857
その他経常収益	955	851	1,445
経常費用	21,039	40,130	42,967
資金調達費用	2,737	3,133	5,753
(うち預金利息)	2,644	3,049	5,573
役務取引等費用	1,267	1,218	2,620
その他業務費用	384	1,189	2,157
営業経費	¹ 14,695	¹ 14,766	28,856
その他経常費用	² 1,953	² 19,823	² 3,580
経常利益又は経常損失()	4,289	16,128	7,115
特別利益	³ 1,494	³ 3,039	³ 4,437
特別損失	⁴ 709	^{4, 5} 380	⁴ 724
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	5,073	13,469	10,828
法人税、住民税及び事業税	633	21	822
法人税等調整額	641	3,324	2,245
法人税等合計		3,303	
中間純利益又は中間純損失()	3,798	10,166	7,760

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	37,812	43,734	37,812
当中間期変動額			
新株の発行	5,922	-	5,922
当中間期変動額合計	5,922	-	5,922
当中間期末残高	43,734	43,734	43,734
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	27,000	32,922	27,000
当中間期変動額			
新株の発行	5,922	-	5,922
当中間期変動額合計	5,922	-	5,922
当中間期末残高	32,922	32,922	32,922
その他資本剰余金			
前期末残高	-	303	-
当中間期変動額			
自己株式の処分	303	0	303
当中間期変動額合計	303	0	303
当中間期末残高	303	302	303
資本剰余金合計			
前期末残高	27,000	33,226	27,000
当中間期変動額			
新株の発行	5,922	-	5,922
自己株式の処分	303	0	303
当中間期変動額合計	6,225	0	6,225
当中間期末残高	33,226	33,225	33,226
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	3,447	3,765	3,447
当中間期変動額			
利益準備金の積立	223	184	317
当中間期変動額合計	223	184	317
当中間期末残高	3,670	3,950	3,765
その他利益剰余金			
退職給与積立金			
前期末残高	41	-	41
当中間期変動額			
退職給与積立金の取崩	41	-	41
当中間期変動額合計	41	-	41
当中間期末残高	-	-	-
別途積立金			
前期末残高	4,700	21,200	4,700
当中間期変動額			
別途積立金の積立	16,500	6,500	16,500
当中間期変動額合計	16,500	6,500	16,500
当中間期末残高	21,200	27,700	21,200

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	20,955	10,770	20,955
当中間期変動額			
利益準備金の積立	223	184	317
別途積立金の積立	16,500	6,500	16,500
剰余金の配当	1,115	923	1,589
中間純利益又は中間純損失()	3,798	10,166	7,760
退職給与積立金の取崩	41	-	41
土地再評価差額金の取崩	275	21	420
当中間期変動額合計	13,722	17,753	10,185
当中間期末残高	7,232	6,982	10,770
利益剰余金合計			
前期末残高	29,144	35,736	29,144
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,115	923	1,589
中間純利益又は中間純損失()	3,798	10,166	7,760
土地再評価差額金の取崩	275	21	420
当中間期変動額合計	2,958	11,068	6,591
当中間期末残高	32,103	24,667	35,736
自己株式			
前期末残高	894	215	894
当中間期変動額			
自己株式の取得	154	259	202
自己株式の処分	880	1	880
当中間期変動額合計	726	257	678
当中間期末残高	168	473	215
株主資本合計			
前期末残高	93,064	112,481	93,064
当中間期変動額			
新株の発行	11,844	-	11,844
剰余金の配当	1,115	923	1,589
中間純利益又は中間純損失()	3,798	10,166	7,760
自己株式の取得	154	259	202
自己株式の処分	1,184	1	1,184
土地再評価差額金の取崩	275	21	420
当中間期変動額合計	15,832	11,326	19,417
当中間期末残高	108,896	101,154	112,481

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,906	157	3,906
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,068	4,636	3,749
当中間期変動額合計	3,068	4,636	3,749
当中間期末残高	837	4,479	157
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	5	13	5
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3	2	7
当中間期変動額合計	3	2	7
当中間期末残高	1	10	13
土地再評価差額金			
前期末残高	401	18	401
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	275	21	420
当中間期変動額合計	275	21	420
当中間期末残高	126	39	18
評価・換算差額等合計			
前期末残高	4,302	125	4,302
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,340	4,654	4,177
当中間期変動額合計	3,340	4,654	4,177
当中間期末残高	961	4,529	125
純資産合計			
前期末残高	97,366	112,607	97,366
当中間期変動額			
新株の発行	11,844	-	11,844
剰余金の配当	1,115	923	1,589
中間純利益又は中間純損失()	3,798	10,166	7,760
自己株式の取得	154	259	202
自己株式の処分	1,184	1	1,184
土地再評価差額金の取崩	275	21	420
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,340	4,654	4,177
当中間期変動額合計	12,491	15,981	15,240
当中間期末残高	109,858	96,625	112,607

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同 左	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については原則として中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については原則として決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は21,957百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は22,789百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は14,099百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>
	<p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同 左</p>	<p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は20百万円、特別損失は133百万円それぞれ増加し、経常利益は20百万円、税引前中間純利益は153百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する役員慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は41百万円、特別損失は133百万円それぞれ増加し、経常利益は41百万円、税引前当期純利益は175百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、一定の要件を満たした場合に利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に基づく将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は343百万円増加し、税引前中間純利益は343百万円減少しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、一定の要件を満たした場合に利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に基づく将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、一定の要件を満たした場合に利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に基づく将来の払戻に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は291百万円増加し、税引前当期純利益は291百万円減少しております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行なう為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は65百万円、「その他負債」中の「リース債務」は76百万円増加しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 856百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は613百万円、延滞債権額は60,176百万円であり ます。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の 支払の遅延が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本又は利息の 取立て又は弁済の見込みがないもの として未収利息を計上しなかった貸出 金(貸倒償却を行った部分を除く。以下 「未収利息不計上貸出金」という。)の うち、法人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイからホ までに掲げる事由又は同項第4号に規 定する事由が生じている貸出金であり ます。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸 出金であって、破綻先債権及び債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外 の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は321百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又 は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しないもので あります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,455百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は75,567百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商 品会計基準適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)に基 き金融取引として処理しております。こ れにより受け入れた商業手形及び買入 外国為替は、売却又は(再)担保という 方法で自由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は、26,327百万 円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 859百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,060百 万円、延滞債権額は63,226百万円であり ます。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の 支払の遅延が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本又は利息の 取立て又は弁済の見込みがないもの として未収利息を計上しなかった貸出 金(貸倒償却を行った部分を除く。以下 「未収利息不計上貸出金」という。)の うち、法人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイからホ までに掲げる事由又は同項第4号に規 定する事由が生じている貸出金であり ます。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸 出金であって、破綻先債権及び債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外 の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は37百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又 は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しないもので あります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 13,480百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は88,805百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商 品会計基準適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)に基 き金融取引として処理しております。こ れにより受け入れた商業手形及び買入 外国為替は、売却又は(再)担保という 方法で自由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は、23,165百万 円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 859百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は865百万 円、延滞債権額は56,510百万円であり ます。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の 支払の遅延が相当期間継続しているこ とその他の事由により元本又は利息の 取立て又は弁済の見込みがないもの として未収利息を計上しなかった貸出 金(貸倒償却を行った部分を除く。以下 「未収利息不計上貸出金」という。)の うち、法人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイからホ までに掲げる事由又は同項第4号に規 定する事由が生じている貸出金であり ます。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸 出金であって、破綻先債権及び債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外 の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額 は42百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又 は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しないもので あります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 13,021百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は70,440百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商 品会計基準適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)に基 き金融取引として処理しております。こ れにより受け入れた商業手形及び買入 外国為替は、売却又は(再)担保という 方法で自由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は、24,886百万 円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は5,910百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 1,188百万円 その他資産 39百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 6,761百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,964百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,984百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、365,989百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,064百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は19,311百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 1,288百万円 その他資産 40百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 10,912百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,098百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,270百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,391百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが36,062百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は9,339百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 1,289百万円 その他資産 40百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 18,098百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,657百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は2,061百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、369,413百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,977百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">6,541百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,634百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 563百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>14. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,320百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ570百万円減少します。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">4,971百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 19,301百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 563百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>14. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,700百万円であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">6,297百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,890百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 563百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>14. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,550百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
		<p>16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、317百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																								
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 380百万円 無形固定資産 220百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却731百万円、貸倒引当金繰入額101百万円、債権売却損238百万円、株式等売却損106百万円及び株式等償却546百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、固定資産処分益684百万円及び償却債権取立益809百万円であります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損233百万円、役員退職慰労引当金繰入額133百万円及び睡眠預金払戻引当金繰入額343百万円であります。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 527百万円 無形固定資産 100百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却6,451百万円、貸倒引当金繰入額12,727百万円及び株式等償却380百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、償却債権取立益546百万円、投資損失引当金戻入益318百万円及び退職給付信託設定益2,174百万円であります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損51百万円、減損損失328百万円であります。</p> <p>5. 当中間会計期間において、以下の営業用資産等について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="598 840 973 996"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地及び建物動産等</td> <td>296百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6カ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都外</td> <td>営業店舗</td> <td>建物動産等</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2カ所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>328百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(グルーピングの方法) 管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行い、遊休資産については、各々単独の資産グループとしております。また、本部、集中センター、厚生施設等は共用資産としております。</p> <p>(減損損失の認識に至った経緯) 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 328百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額) 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価に基づき評価した額より処分費用見込み額を控除する等により算定しております。</p>	地域	用途	種類	減損損失額	東京都内	営業店舗	土地及び建物動産等	296百万円		6カ所			東京都外	営業店舗	建物動産等	31百万円		2カ所			合 計			328百万円	<p>2. その他経常費用には、貸出金償却890百万円、債権売却損499百万円、株式等売却損269百万円及び株式等償却1,574百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、固定資産処分益781百万円、貸倒引当金戻入益2,154百万円及び償却債権取立益1,501百万円であります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損299百万円、役員退職慰労引当金繰入額133百万円及び睡眠預金払戻引当金繰入額291百万円であります。</p>
地域	用途	種類	減損損失額																							
東京都内	営業店舗	土地及び建物動産等	296百万円																							
	6カ所																									
東京都外	営業店舗	建物動産等	31百万円																							
	2カ所																									
合 計			328百万円																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株主数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,031.10	279.26	2,000.00	310.36	(注)
合計	2,031.10	279.26	2,000.00	310.36	

(注) 端株の買取請求による増加および募集株式の発行に併せて実施した自己株式の処分による減少であります。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	420.53	919.44	4.00	1,335.97	(注)
合計	420.53	919.44	4.00	1,335.97	

(注) 普通株式の自己株式の増加914.44株は、取締役会決議による取得771.00株及び端株の買取による取得148.44株であり、減少4.00株は端株の売渡によるものであります。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,031.10	389.43	2,000.00	420.53	(注)
合計	2,031.10	389.43	2,000.00	420.53	

(注) 当事業年度増加株式数 389.43株は端株の買取によるものであり、当事業年度減少株式数 2,000.00株は募集株式の発行に併せて実施した売出株式であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 事務用機器であります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,408百万円 その他 125百万円 合計 2,534百万円 減価償却累計額相当額 動産 867百万円 その他 69百万円 合計 937百万円 減損損失累計額相当額 動産 89百万円 その他 2百万円 合計 91百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,451百万円 その他 53百万円 合計 1,505百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 452百万円 1年超 1,083百万円 合計 1,536百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 34百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 230百万円 リース資産減損勘定の取崩額 14百万円 減価償却費相当額 211百万円 支払利息相当額 10百万円 減損損失 - 百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,367百万円 無形固定資産 83百万円 その他 - 百万円 合計 2,450百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,079百万円 無形固定資産 49百万円 その他 - 百万円 合計 1,129百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 172百万円 無形固定資産 0百万円 その他 - 百万円 合計 173百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,114百万円 無形固定資産 33百万円 その他 - 百万円 合計 1,148百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 409百万円 1年超 763百万円 合計 1,172百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 110百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 254百万円 リース資産減損勘定の取崩額 9百万円 減価償却費相当額 235百万円 支払利息相当額 19百万円 減損損失 97百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,398百万円 その他 83百万円 合計 2,481百万円 減価償却累計額相当額 動産 884百万円 その他 41百万円 合計 925百万円 減損損失累計額相当額 動産 76百万円 その他 - 百万円 合計 76百万円 期末残高相当額 動産 1,437百万円 その他 42百万円 合計 1,479百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 471百万円 1年超 1,033百万円 合計 1,505百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 23百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 507百万円 リース資産減損勘定の取崩額 25百万円 減価償却費相当額 472百万円 支払利息相当額 24百万円 減損損失 - 百万円

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (借手側) 1年内 379百万円 1年超 390百万円 合計 769百万円 (貸手側) 1年内 4百万円 1年超 6百万円 合計 11百万円	2. オペレーティング・リース取引

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(自己株式の取得)</p> <p>当行は、平成20年11月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由</p> <p>当行は、資本効率の向上を通じた株主への利益還元を図ると共に、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己株式の取得を実施することといたしました。</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得対象株式 当行普通株式の種類</p> <p>(2) 取得しうる株 6,000株(上限) 式の総数 (自己株式を含む発行済株式総数に対する割合3.79%)</p> <p>(3) 株式の取得価 20億円(上限) 額の総額</p> <p>(4) 自己株式取得 平成20年11月12日から 平成21年5月29日まで の日程</p> <p>(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付(信託方式)</p> <p>また、平成20年9月1日開催の取締役会決議に基づき、平成20年10月1日以降に実施した自己株式の取得結果は以下の通りであります。</p> <p>(1) 取得した株式 当行普通株式の種類</p> <p>(2) 取得株式数 2,229株</p> <p>(3) 取得金額 596,322,400円</p> <p>(4) 取得期間 平成20年10月1日から 平成20年10月31日まで (約定ベース)</p> <p>(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付(信託方式)</p> <p>なお、上記取締役会決議に基づき、平成20年10月31日までに取得した自己株式の累計は以下の通りであります。</p> <p>(1) 取得株式数 3,000株</p> <p>(2) 取得総額 794,808,300円</p>	

4【その他】

中間配当

平成20年11月11日開催の取締役会において、第18期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	549百万円
1株当たりの中間配当金	3,500円

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

株式会社八千代銀行

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿部 和彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

株式会社八千代銀行

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月7日

株式会社八千代銀行

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 和彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

株式会社八千代銀行

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。